

秋田県産品テスト販売制度実施要領

1 制度の目的

秋田県アンテナショップ等において、秋田県産品を生産・販売する事業者のためのテスト販売枠を設け、もって新販路開拓活動、及び商品開発・改良のための支援を図る。

2 対象事業者

秋田県内に主たる事業所を有する企業、組合、各種団体、グループ及び個人

3 対象店舗及び当該店舗の運営事業者

(1) あきた美彩館【運営事業者：(株)秋田ニューバイオフาร์ม】

〒108-0074 東京都港区高輪4丁目10-8

TEL：03-5447-1010

(2) あきた県産品プラザ【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】

〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目3-8

TEL：018-836-7830

(3) 秋田ふるさと館【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館1F

TEL：03-3214-2670

(4) 秋田空港ターミナルビル【運営事業者：秋田空港ターミナルビル(株)】

〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49

TEL：018-886-3367

4 対象商品

① 秋田県内で生産された農林水産物

② 農林水産物以外の商品については、原則として、申請事業者が秋田県内で製造した商品であること。

※上記①、②に該当しない場合であっても、当該商品の取り扱いにより、秋田県の食品産業振興になると判断できる場合には、準じたものとして取り扱う場合がある。

※テスト販売商品の条件

上述①、②に該当し、以下の条件を全て満たすことを条件とする。

- ・同一規格商品の生産及び継続販売可能であること。
- ・食品については、食品表示法、景品表示法及び米トレーサビリティ法等の各法令の内容に適合し、適正な表示がなされていること。
- ・希望店舗において、これまでに取り扱い実績が無い商品であること。
- ・常温、冷蔵、冷凍の保存の別を問わず、5日以上の賞味期限が設定されていること。

5 その他

- ① 同一年度内に申請できる商品数は、1事業者あたり3商品までとする。
- ② あきた美彩館においては、申請事業者の希望に応じて、店舗営業に支障のない範囲において販売員による来店者へのアンケートにも対応可能とする。
- ③ 各店舗の販売スペースによっては、条件を満たす場合でも認められない場合がある。

6 制度の内容

(1) 期間・時期

- ① テスト販売期間は、2ヵ月以内で申請事業者の希望する期間とする。ただし、店舗から希望がある場合には、テスト販売期間を延長することができる。
- ② テスト販売の時期は、各店舗が判断する。各店舗の都合などにより申請事業者が希望する時期に実施できない場合がある。

(2) 手続きの流れ

- ① テスト販売を希望する事業者は、予め食品の表示等が、食品表示法、景品表示法及び米トレサビリティ法等の各法令の内容に適合し、適正な表示がなされているかどうか確認を行うこと。
- ② テスト販売を希望する事業者は、申請書、商品紹介シート、サンプル（1点）を併せて、秋田うまいもの販売課長に提出する（様式1、様式2）。
- ③ 秋田うまいもの販売課長は、各運営業者にテスト販売の可否及び実施期間について確認する（様式3）。
- ④ 秋田うまいもの販売課長は、テスト販売の可否について運営事業者を確認した結果について申請事業者へ通知する（様式4）。
- ⑤ テスト販売終了後、各運営業者または、各店舗担当者は販売員及び購入者等からの意見・感想等を附して、秋田うまいもの販売課長に実績報告書を提出する（様式5）。
- ⑥ 各運営事業者または、各店舗担当者から提出された実績報告書がそろい次第、秋田うまいもの販売課長は申請事業者に対して実績報告書を送付する（様式6）。
- ⑦ テスト販売終了後、申請事業者は実施結果について、秋田うまいもの販売課長あて報告する（様式7）。

(3) その他

- ① テスト販売に係る商品の送料等の費用は、申請事業者の負担とする。
- ② テスト販売は原則として消化仕入れとし、期間終了後に売れ残った商品については、申請事業者あて着払いにより返送する。
- ③ 商品の値入率は、当該商品に係る希望小売価格の20%とする。
*なお、20%の値入率は、テスト販売のために設定された特別な販売条件であり、テスト販売終了後に取引に向けた商談を行う際には、各運営事業者と申請事業者の間で改めて販売条件の交渉を行う。
- ④ 入金時期及び入金方法等については、運営事業者または実施店舗から申請事業者

あてに通知する。

- ⑤ あきた美彩館においてアンケート調査を希望する場合には、具体的なアンケート内容（様式任意）を用意すること。

7 関係機関

- (1) 秋田うまいもの販売課 : 事務手続き
(2) 運営事業者（実施店舗） : テスト販売の実施
(3) 秋田県総合食品研究センター : 商品改良等の技術支援

8 食品表示等について相談が出来る機関等

○秋田県生活環境部県民生活課

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話：018-860-1517

食品表示に関する役割分担

：食品表示法全般に関する事、品質事項（名称、原材料名、内容量、遺伝子組換え等JAS法に由来する事項）及び機能性表示食品に係る相談等

○秋田県健康福祉部健康推進課

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話：018-860-1422

食品表示に関する役割分担

：保健事項（栄養成分、特定保健用食品等健康増進法に由来する事項）に係る相談

※機能性表示食品に係る相談を除く。

○各保健所

食品表示に関する役割分担

：衛生及び保健事項（名称、保存方法、消費・賞味期限、添加物、栄養成分、アレルギー等食品衛生法及び健康増進法に由来する事項）に係る相談

○秋田県生活センター

住所：〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン7階

電話：018-836-7806

食品表示に関する役割分担

：品質事項（名称、原材料名、内容量、遺伝子組換え等JAS法に由来する事項）に係る相談等

○秋田県生活センター北部消費生活相談室

住所：〒017-0843 大館市字中町5 旧正札竹村ビル1階

電話：0186-45-1041

食品表示に関する役割分担

：品質事項（名称、原材料名、内容量、遺伝子組換え等JAS法に由来する事項）に係る相談等

○秋田県生活センター南部消費生活相談室

住所：〒013-8502 横手市旭川1-3-41 秋田県平鹿地域振興局1階

電話：0182-45-6103

食品表示に関する役割分担

：品質事項（名称、原材料名、内容量、遺伝子組換え等JAS法に由来する事項）に係る相談等

9 その他

この要領に定めるもののほか、秋田県産品テスト販売制度の実施に関し必要な事項は、秋田うまいもの販売課長が別に定める。

10 問い合わせ先

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1 秋田県庁第二庁舎6階

秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課 調整・食品振興班

電話：018-860-2258/FAX：018-860-3878

e-mail：shokusan@pref.akita.lg.jp

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。